

■ Roadコンサルティングからの人材育成・人材支援情報

富士山メソッドプロジェクト 4月レクリエーション 年に一度のイベント「鎌倉遠足」に行ってきました！

富士山メソッドプロジェクトでは、毎月レクリエーションを実施しています。

4月23日（日）のレクリエーションは年に一度の遠足として、富士市で働くミャンマー人の皆さんだけでなく、ミャンマー人の皆さんと同じ職場で働く社員様や、日頃より富士山メソッドプロジェクトをサポートしてくださっている地域の方々にもご参加いただき、合計34名で鎌倉遠足を実施しました。

職場や地域の方々、そのお子様達とミャンマー人の皆さんが仲を深めながら遠足を楽しむことができ、とても楽しい時間を過ごすことができました。



<鎌倉はミャンマー人の皆さんにとっての「聖地」>

鎌倉での希望の行き先のアンケートを事前に実施したところ、満場一致で「鎌倉大仏」という結果でした。

ミャンマー人の大多数は仏教徒であるため、皆さんにとって大仏はとても身近で、そしてとても特別なものなのです。「日本の数ある大仏の中でも、鎌倉大仏にはミャンマーの大仏と同じ魂を感じる」等の理由から、鎌倉はミャンマー人の皆さんにとっての聖地となっています。

<鎌倉遠足の様子>

34名全員で大型バスに乗り、まずは「鎌倉大仏」に行きました。次に「鶴岡八幡宮」へ移動し、参拝や散策をしました。小町通りでお昼ご飯を食べた後、「由比ヶ浜海岸」までハイキングをしました。

詳しくはこちらをご覧ください。👉 <https://fujisan-method.jp/report/464/>



ミャンマー視察レポート①

現在のミャンマーの様子を見てきました



<視察の目的>

2023年5月、ゴールデンウィークを利用して、弊社代表の大道がミャンマーへ視察に行ってきました。

今回の視察の目的は、日本に人材を送ってくれている現地の日本語学校を見学し、信頼関係を深め、今後の展開について意見交換を行うことでした。また、時間の許す限り、富士市で働いてくれているミャンマー人の皆さんのご家庭を訪問させていただきました。

視察レポート第1弾では、ミャンマーへの入国手続きや、日本からミャンマーまでの移動に要する時間、現地の様子・情勢などをご紹介します。

詳しくはこちら 👉 <https://fujisan-method.jp/inspection/484/>

富士山メソッドプロジェクト 日本語教室

働く外国人の「日本語能力向上」をサポートする理由



<日本で働く外国人の現状>

令和4年10月末現在、日本で働く外国人労働者数は約182万人、外国人を雇用している事業所数は約30万所となり、どちらも過去最高を更新する数字となりました。（参考：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ）

このような状況の中で「日本語教育」の重要性が高まっています。

<外国人が日本語能力を向上させるメリット>

外国人にとっての最大のメリットは「日本で円滑なコミュニケーションがとれるようになる」ことです。しかし、メリットを得るのは外国人本人だけではなくありません。受入企業にも多くのメリットがあり、現在は外国人と企業の両方から日本語教育が求められています。

詳しくはこちら 👉 <https://fujisan-method.jp/info/449/>



■ 社労士オフィスろーどからの労務情報

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが「5類感染症」に引き下げられました。これにより、マスクの着用や外出自粛の要請はインフルエンザと同様に、企業や個人に委ねられることになりました。厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染した場合、これまでの分析結果や諸外国の事例を踏まえ、以下を推奨しています。

- 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクを着用し高齢者等との接触は控える



※濃厚接触者として保健所から特定されることはなくなりました。(外出自粛なし)

両立支援等助成金（育児休業等支援コースコース）

これから出産を控えた社員様がいる中小企業様に、特にお勧めの助成金となります。

この助成金は、安心して育児休業を取得できる環境を整備し、育児休業を取得した社員様の職場復帰の推進を図ることを目的としています。

「A 育児休業取得時」と、「B 職場復帰時」それぞれに、支給要件が定められています。

要件を満たした場合には、右記の額が支給されます。助成金を活用される場合には、事前に細かな準備が必要です。

	支給額
A 休業取得時	30万円
B 職場復帰時	30万円

ご興味がありましたら、お気軽にご相談ください。

【両立支援等助成金 リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082093.pdf>

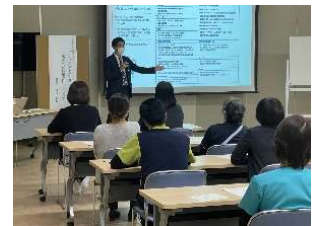
ハラスメント研修のご案内

「働く人に選ばれる企業」を目指して、多くの事業所が職場づくりへの取組を強化しています。その一環として、ハラスメント研修のご依頼を多数頂いております。

「パワハラ」、「モラハラ」、「セクハラ」、「マタハラ・パタハラ」、「カスハラ」等、事業所ごとに抱えている課題に合わせて、内容をカスタマイズすることが可能です。お時間は60分～90分程度をお勧めしています。

■令和5年 実施実績

- ・富士市立中央病院 様
- ・オグマ工業株式会社 様
- ・株式会社アドライン 様
- ・フジ産業株式会社 様
- ・三鋼仮設有限会社 様



詳しい実施レポートはこちらをご覧ください。

<https://road-consulting.jp/report/1580/>

給与計算の正しい控除方法とは？～社会保険労務士事務所がわかりやすく解説！～

社労士オフィスろーどの川名です。今回はお役立ち情報「社会保険料編」として、毎月行わなければならない給与計算での正しい控除方法を紹介させていただきます。

社会保険料は、法改正などのさまざまな要因で保険料率や加入対象も変動するため、正しい保険料を計算できるように、情報や知識を収集することが大切です。

<なぜ給与から保険料や税金を控除しなければならない？>

保険料や税金を払うことは、国民の義務であり、会社が従業員の代わりにまとめて納めています。

従って、社会保険料は法定控除であり、従業員の給与から会社が控除できるものです。

また、毎月の給与から保険料や税金を納めることによって社会保障制度が充実し、「病気」「けが」「出産」「死亡」「加齢」「失業」「貧困」「障害」などの生活における万が一のリスクに備える事ができます。

<社会保険料の決まり方>

健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料は、健康保険・厚生年金保険の保険料額表に示された標準報酬額により保険料が決まります。協会けんぽに加入している場合は以下の表で標準報酬月額と保険料が分かります。

※注意

- ・健康保険・介護保険料（協会けんぽ）の保険料率は都道府県によって差があります。
- ・厚生年金保険料率は全国共通です。



【続きをお読みになりたい方はこちらよりご覧下さい。 <https://office-road.jp/blog/useful-blog/4219/>】

